

令和2年6月の入札開始分から制度が変わりました

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合で、その者が暴力団員等のときは、買受人となれません。

令和2年6月の入札開始分から、入札時に入札書ごとに
下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 15 日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 3 0 日から 令和 7 年 6 月 6 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 6 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 福井地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 2 日 午前 9 時 5 0 分 福井地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 1 2 日から 令和 7 年 6 月 1 3 日まで	
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 裁判所の預金口座に所定の金額を振り込んだ旨の保管金受け入れ手続添付書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 1 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 鯖江市鳥羽二丁目 |
| | 地 番 | 1033番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 166.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鯖江市鳥羽二丁目 1033番地 |
| | 家屋 番号 | 1033番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 65.04平方メートル
2階 66.02平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 4月11日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 鯖江市鳥羽二丁目 |
| | 地 番 | 1033番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 166.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鯖江市鳥羽二丁目 1033番地 |
| | 家屋 番号 | 1033番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 65.04平方メートル
2階 66.02平方メートル |



令和6年(ケ)第66号
令和7年1月21日受理
令和7年3月12日提出

現況調査報告書

(物件1・2)

福井地方裁判所

執行官 富田 耕次

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 鯖江市鳥羽二丁目
地 番 1033番
地 目 宅地
地 積 166.50平方メートル
- 2 所 在 鯖江市鳥羽二丁目 1033番地
家屋 番号 1033番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 65.04平方メートル
2階 66.02平方メートル

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	鯖江市鳥羽二丁目2番20-1号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 畑(物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者() 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者() 上記の者が本建物を居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ 福井地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (本件物件所有者)	1 私は本件物件の所有者です。本件物件は居宅及び敷地として私が使用しています。 2 物件1土地と近隣の土地との間で境界に関する争いはありません。 3 物件1土地の南西側にある木製の柱は妻がエステ店をしていたときに看板を取り付けていた柱です。 4 物件2建物内で亡くなった人はいません。 5 物件2建物内で10年位前まで犬を1匹飼っていました。 6 物件2建物の外壁は元々南側と西側の色でしたが、北側と東側の外壁に剥げた部分がありましたから、息子が塗装しました。よって、北側と東側の外壁は少し薄い色になっています。 7 物件2建物内にある息子の動産類は搬出すると思いますが、私の動産類は残置したまま引っ越すことになると思います。 (令和7年3月7日聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（執行官の意見用）

執 行 官 の 意 見

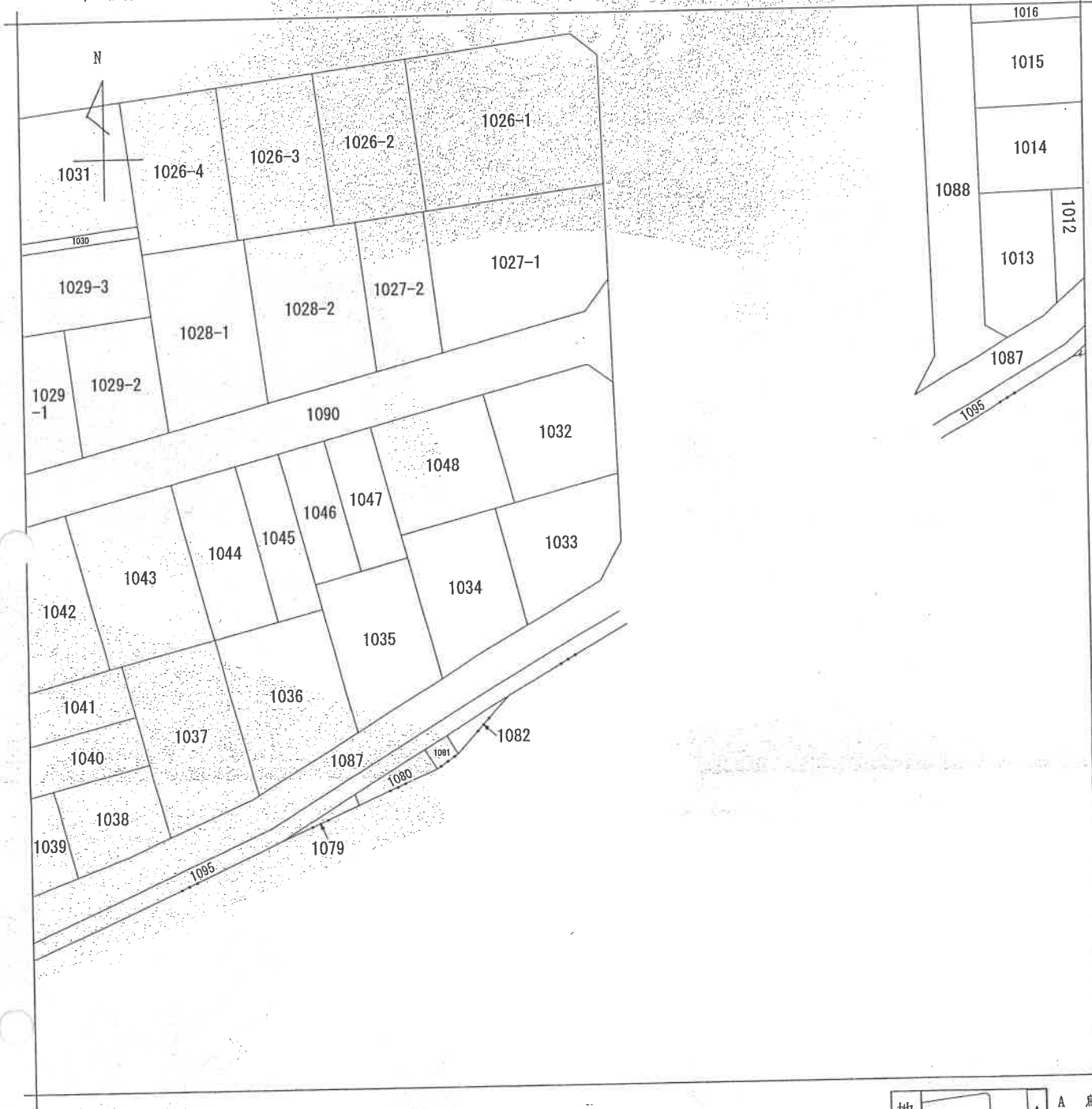
- 1 本件物件の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件1土地は前面道路よりも約6.0センチメートル高い位置にある。
- 3 物件2建物の2階南西側洋室のクローゼットの扉が壊れて取り外されている。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年1月21日(火) 14:10 - 14:20	福井地方法務局	公簿、公図、地積測量図、建物図面等の閲覧及び交付請求等
令和7年1月22日(水) 13:40 - 13:50	物件所在地	現況調査 写真撮影・占有関係の調査 A宛の通知書を投函
令和7年3月7日(金) 13:40 - 14:50	物件所在地	現況調査 立入調査・評価人と同行 写真撮影・占有関係の調査 Aから聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在であったので、立会人を立ち会わせ、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請 求 部	所 在	鯖江市鳥羽二丁目				地 番	1033番			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	平成5年6月3日				備 付 年 月 日 (原 図)	平成5年10月5日		補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(福井地方方法務局武生支局管轄)

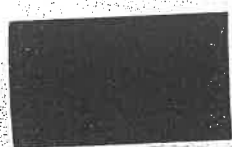
令和7年1月21日

福井地方方法務局

登記官

請求番号: 12-1
(1/1)

(6 枚目)



公用

登記年月日：平成5年12月17日

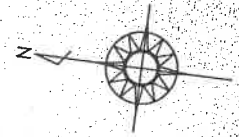
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(福井地方方法務局武生支局管轄)
令和7年1月21日 福井地方方法務局 登記官

(7 枚目)

0054427 各階平面図 建築物各階平面図

家屋番号	1033番
建物の所在	鯖江市鳥羽2丁目1033番地

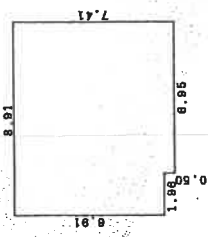
昭和55年12月17日登記



1階

求積表

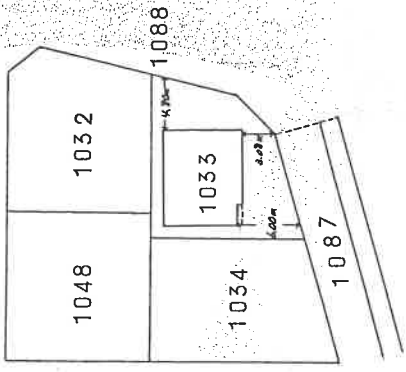
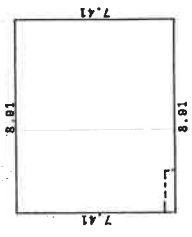
8.91 x 8.91	=	61.5681
0.50 x 8.95	=	3.4750
合計		65.0431
床面積		65.04 m ²



2階

求積表

7.41 x 8.91	=	66.0231
床面積		66.02 m ²



作製者	士登監
-----	-----

縮尺	1/250
----	-------

申請人	
-----	--

縮尺	1/500
----	-------

八田町築工地区画調整工事(用地)

土地建物位置関係図

(写真、位置方向説明図)



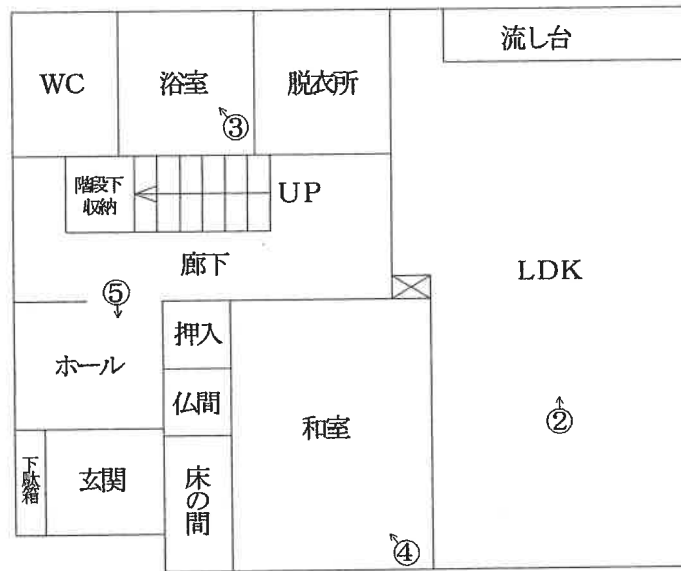
①

←○ 写真、撮影位置、方向

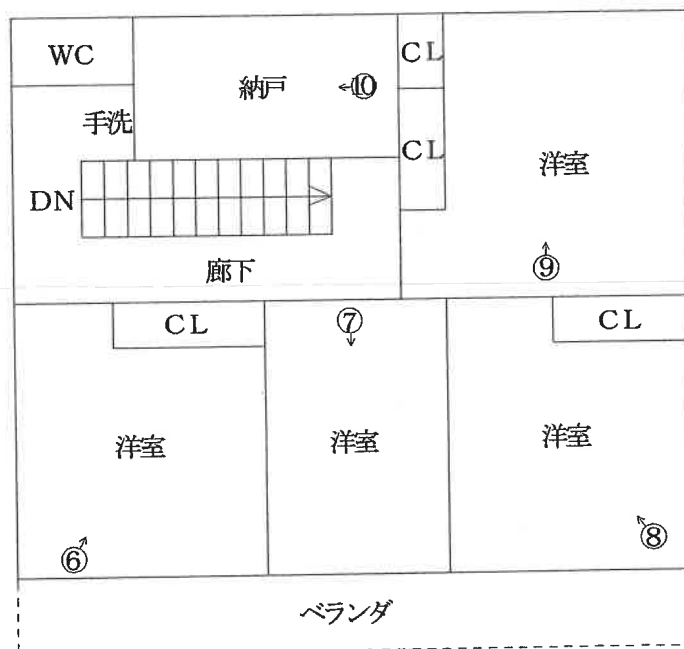
建物間取図

(写真、位置方向説明図)

1階



2階



←○ 写真、撮影位置、方向

(9 枚目)

写真番号 1

本件競売物件の全景を撮影

物件2建物



物件1土地

写真番号 2

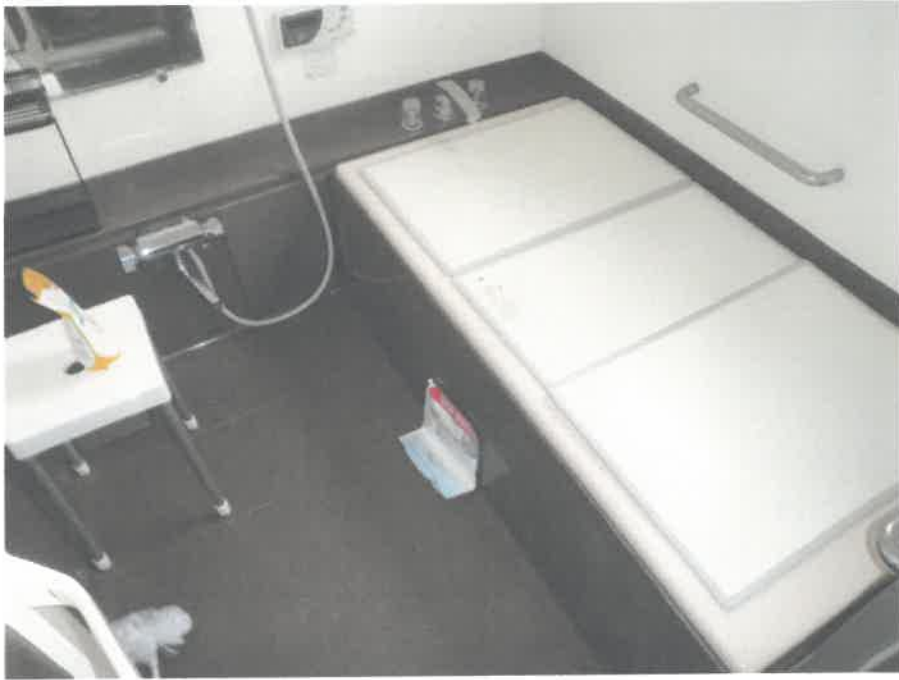
本件競売物件の全景を撮影



(10 枚目)

写真番号 3

物件2建物の内部を撮影



写真番号 4

物件2建物の内部を撮影



写真番号 5

物件2建物の内部を撮影



写真番号 6

物件2建物の内部を撮影



写真番号 7

物件2建物の内部を撮影



写真番号 8

物件2建物の内部を撮影



写真番号 9

物件2建物の内部を撮影



写真番号 10

物件2建物の内部を撮影



令和 6 年 (ケ) 第 66 号
令和 7 年 3 月 7 日 現地調査
令和 7 年 3 月 10 日 評価

福井地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

山田 恭央 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,370,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2,060,000 円
物件2(建物)	金 2,310,000 円

1. 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	鯖江市鳥羽2丁目 1033番 宅地 166.50㎡	左記に同じ。
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	鯖江市鳥羽2丁目1033番地 1033番 居宅 木造スレート葺2階建 1階 65.04㎡ 2階 66.02㎡ 合計 131.06㎡	左記に同じ。
番 号	特 記 事 項		
1, 2	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通		福井鉄道福武線「三十八社」駅より 南西 約 600 m (道路距離)	
付 近 の 状 況		一般住宅のほか、店舗等も見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しない 一般的な規制)		都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第一種住居地域 60% 200% なし なし
画地条件	地 積 間 口 奥 行 形 状	166.50 m ² 約 15.4 m 約 12.0 m ほぼ台形	
接 面 道 路 の 状 況		南側 約6m舗装市道 (建築基準法第42条1項に該当) 東側 約6m舗装市道 (建築基準法第42条1項に該当) 高低差 南側:ほぼ等高～約0.6m高い 東側:ほぼ等高	
土地の利用状況等		物件2の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は東側は市道を介して一般住宅、北側と西側は一般住宅、南側は市道を介して山林として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	前面道路に本管あり 前面道路に本管なし(LPガス利用) 前面道路に本管あり	
特 記 事 項		・土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はなく、過去の住宅地図(昭和52年)や空中写真、全部事項証明書等からは、従来は農地(田)であったものを平成5年ごろに宅地化したものと推定され、土壌汚染の可能性は低いものと思料する。 ・敷地内の南西側に木製の角柱状の柱(所有者によれば過去に店の看板用の柱として利用)が存している。 ・敷地内の南側境界付近に木製のフェンスが設置されており、一部に腐食が見られる。 ・北側隣接地との境界線付近に電柱が存するが、物件1の敷地外に存するものと思われる。	

※ 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分		主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数		建築年月日（登記記載） 平成5年12月13日 新築
		経過年数 31 年
		経済的残存耐用年数 3 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	防火サイジング
	内 装	ビニールクロス、タイル
	天 井	ビニールクロス、敷目天井
	床	フローリング、畳、ビニールシート、ベニヤ、磁器タイル、土間コンクリート
	設 備	電気、給水、排水、衛生設備
そ の 他		特になし
床 面 積（現 況）		第3の目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等		現 況 用 途 居 宅
		間 取 り 間取図のとおり
品 等		概ね普通
保 守 管 理 の 状 態		内外装の一部に汚れや損傷が見られるほか、建具にも一部損壊が見られることから、保守管理の状態はやや劣る。
建 物 の 利 用 状 況		現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項		・アスベスト含有吹付け材については目で見える部分については使用されていない。また、成形板等の建材についてはアスベスト含有の有無は不明である。 ・建物の北面及び東面の外壁は、所有者の家族により過去に塗装がなされている。 ・建物内部は、2階の南西側洋室のクローゼットの扉が破損しているほか、LDKのエアコンにも一部破損が見られる。 ・所有者によれば、過去に室内(LDK)で犬1匹を飼っていたことがある旨申し述べているが、現在は特に臭気等は感じられない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	29,000	1.07	166.50	0.95	4,910,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 鯖江ー4

$$\begin{array}{ccccccccc} & \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 37,500 & \text{円/㎡} & \times & 103 / 100 & \times & 100 / 101 & \times & 100 / 132 & \div & 29,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位 1.01

◇ 地域格差： 街路条件 1.00 交通接近条件 1.03
(相乗積) 環境条件 1.28 行政的条件 1.00

イ 個別格差： 角地 1.03 方位 1.04
(相乗積)

ウ 地積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	165,000	131.06	0.11	2,380,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法(定額法)と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

経過年数 31 年

経済的残存耐用年数 3 年

観察減価 20%

残価率 5%

- ・ 現価率 = { 残価率 0.05 + (1 - 0.05) × (経済的残存耐用年数 3 年 / 経過年数 + 経済的残存耐用年数 34 年) } × (1 - 観察減価等 0.2) ≒ 0.11

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,910,000	0.30	法定地上権	1,470,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①、1②) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他 の控除 カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
1	4,910,000	-1,470,000		1.0	0.6	1.00	2,060,000
2	2,380,000	1,470,000	—	1.0	0.6	1.00	2,310,000
一括価格（合計）							4,370,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 特になし

オ 競売市場修正： 競売手続の特殊性及び売却条件に伴う競売固有の減価を考慮

カ その他の控除： 特になし

第6 参考価格資料

地価公示価格	鯖江－4
所 在	鯖江市丸山町2丁目322番2外
住 居 表 示	「丸山町2－3－27」
価 格	37,500 円/㎡
位 置	「鳥羽中」駅 約680m
価 格 時 点	令和6年1月1日
地 積	386 ㎡
供給処理施設	水道・下水
接 面 街 路	北東6m舗装市道に接面
用 途 指 定 等	非線引都市計画区域 第2種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
地 域 の 概 要	一般住宅の中に空地等が見られる住宅地域

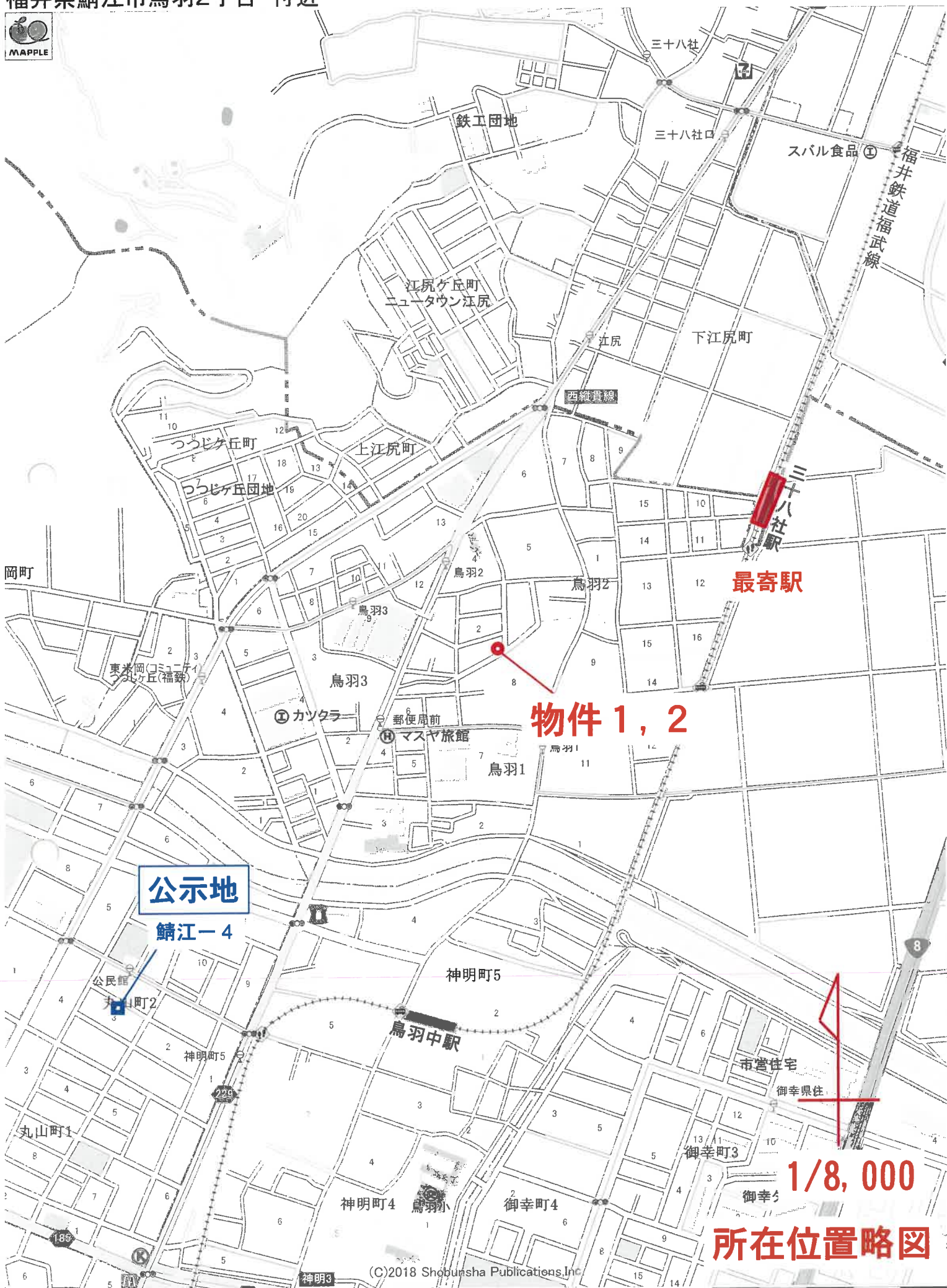
第7 附属資料

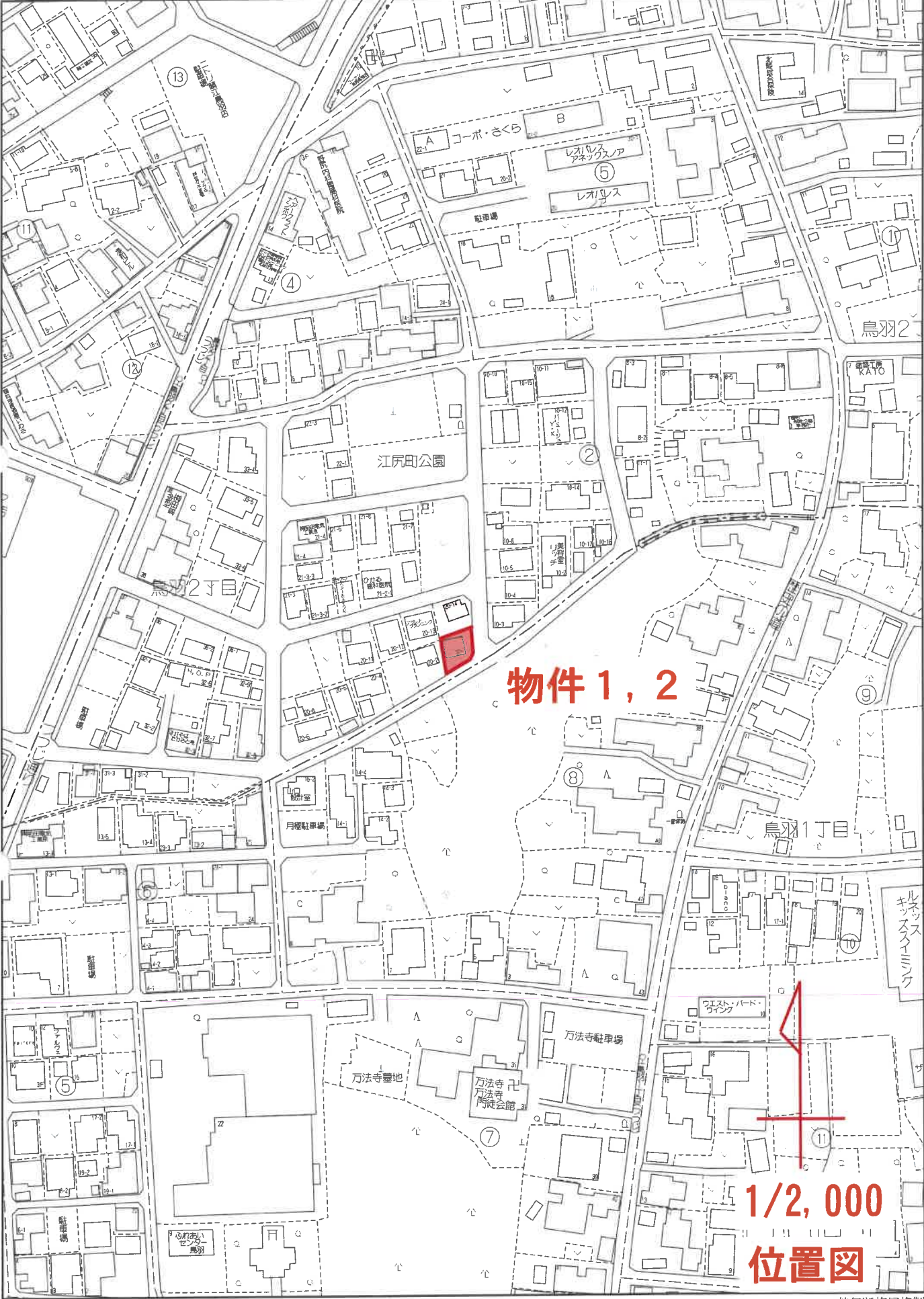
- ① 所在位置略図
- ② 位置図
- ③ 現況見取図
- ④ 建物間取図

【付記】

本評価書末尾に添付された資料以外の資料については、現況調査報告書に添付されている資料と同一である

以 上





1048

1032

1088

電柱

境界標

境界標

4.80

市道

物件 2 建物
家屋番号1033番

1034

1033

物件 1 土地

3.08

木製柱

水量器

6.00

市道

1087

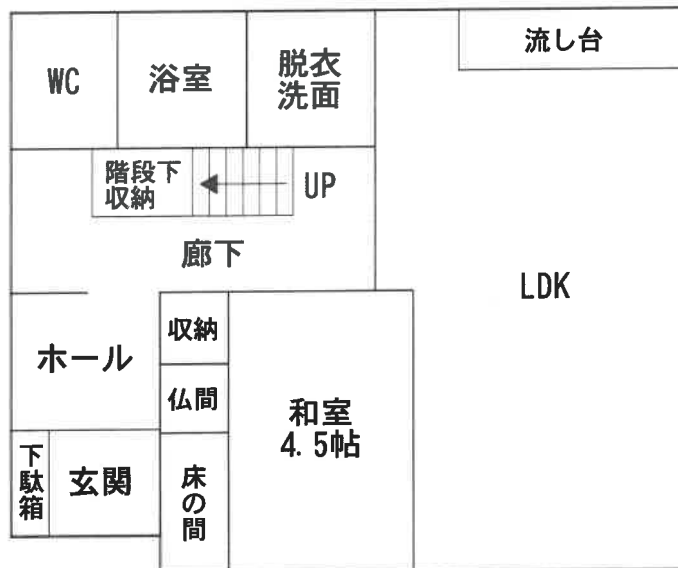


1/150

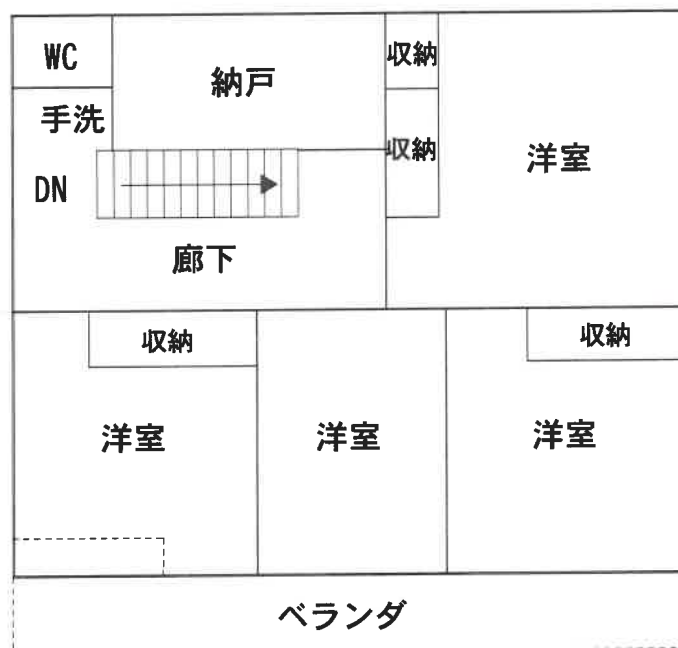
現況見取図

当該図面は土地と建物とのおおよその関係を図示したものであり、境界を確定したものではない。

1 階



2 階



1/100

建物間取図